

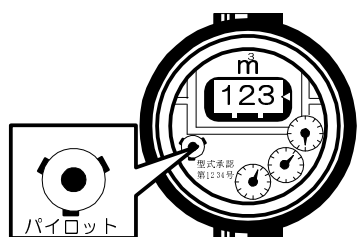
漏水のチェック

検針水量がいつもより多いと感じたら、水漏れチェックをしてみてください。

大切な水の節約のためにも、定期的にお調べになることをお勧めします。

チェックの手順

- ①ご家庭内の蛇口を全部閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットの動きを見ます。
 - ・止まっていれば水漏れはありません。
 - ・動いていれば水道メーターから蛇口までのどこかで水漏れしています。



漏水しているときは、市指定給水装置工事業者に至急連絡して、修理してください。

漏水箇所が地中である場合などは、申請により料金の一部を軽減できる場合がありますので、修理された場合は水道課へご連絡ください。

水道料金のお支払は、便利な「口座振替」をご利用ください。

■手続きは簡単です

最近お支払いただいた水道料金の領収書と口座登録をした印鑑をお持ちになり、取扱金融機関の窓口でお申込みください。

納入通知書の裏面には「口座振替依頼書」が印刷されていますので、ご記入のうえ、金融機関または水道課へご提出いただくことでもお申込みいただけます。

■取扱金融機関（下記の本店または各支店）

埼玉りそな銀行	りそな銀行
三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行
武蔵野銀行	東和銀行
埼玉縣信用金庫	中央労働金庫
埼玉中央農業協同組合	
郵便局	

！！ご注意ください！！

水道課では、特別な要請がない限り各家庭や事業所への立ち入りによる水質検査や水道管の点検・洗浄は行っておりません。また、水道課の職員が浄水器などの販売を行ったりすることはありませんので、ご注意ください。ご不審なことがありましたら、水道課までお問合せください。

水道の届出はお早めに

水道の使用を中止するとき、使用者が変わるときなどは、3～4日前までに水道課へご連絡ください。

■水道の使用を中止するとき

- 引越されるとき
- 家を取り壊すとき
- 長期の留守など、水道を一時止めたいとき

◎お届けがない場合は、水道を使用しなくても基本料金をご請求することになります。

■水道の使用を開始するとき

- 引越してきたとき
- 家を新築したとき

■その他の変更をするとき

- 納付書等の郵便の送り先を変更するとき
- 水道の用途（家庭用、営業用など）を変更するとき

◎住宅の売買や相続などで給水装置の所有者が変わったときは、なるべく早くお届けください。

水道課ホームページ

<http://www.hmywater.jp>

編集・発行

東松山市環境産業部水道課

〒355-0076

東松山市大字下唐子814番地

TEL 0493-22-1123

この広報紙は100%再生紙を使用しています。

